

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び南三陸町財務規則（平成 17 年南三陸町規則第 32 号）第 91 条の規定により、公告する。

令和 7 年 2 月 7 日

南三陸町長 佐 藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 南三陸町役場歌津総合支所施設管理業務
- (2) 業務場所 南三陸町歌津字管の浜 60 番地
- (3) 業務期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務概要 清掃、設備保守点検等、施設の総合管理

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に南三陸町入札参加者として登録のある事業所（当該事業所が支店、営業所等である場合は、本社から委任を受けていること。）を有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 過去に当該施設と同等規模の宮城県内の行政施設において、同種業務（施設総合管理）を元請けとして受注し、かつ、誠実に施行した実績を有すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 の規定による「建築物環境衛生総合管理業」として宮城県知事の登録を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しないものであること。
- (5) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成 17 年南三陸町訓令第 37 号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (6) 南三陸町暴力団排除条例（平成 24 年南三陸町条例第 30 号）を遵守すること。

3 入札手続等

- (1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

令和 7 年 2 月 10 日（月）から令和 7 年 2 月 17 日（月）までの期

間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町歌津総合支所

(2) 仕様書等の閲覧

ア 期間

令和7年2月10日（月）から令和7年2月17日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町歌津総合支所

ウ 質問

仕様書等について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、令和7年2月13日（木）までに南三陸町歌津総合支所へ提出すること。

エ 回答

令和7年2月14日（金）午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 仕様書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月28日（金）午前10時から

イ 場所

南三陸町役場本庁舎3階大会議室

4 入札参加資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（オについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 元請けとして実施した行政施設総合管理業務の契約書の写し

ウ 宮城県内に所在している業務拠点

エ 宮城県知事登録の建築物環境衛生総合管理業の登録証の写し

オ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

(2) 受付の期間及び場所

ア 期間

令和7年2月10日（月）から令和7年2月17日（月）までの午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町歌津総合支所

(3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあった日から14日以内に通知する。

(4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

(1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。

(2) 入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の110分の100に相当する額とすること。

(3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

(4) 入札書に記載された金額に対応した業務内訳書を入札日に持参し、入札書と併せて提出すること。ただし、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札においては、業務内訳書の提出を要しない。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

(1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。

(2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則第95条に該当した入札は、無効とする。

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をしたものを落札者とする。
- (2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第106条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 その他

不明な点については、担当に照会すること。

南三陸町歌津総合支所 地域振興係 担当者 須藤

電 話：0226-36-2111

FAX：0226-36-2550